

平成 28 年 1 月 5 日
中 部 経 済 産 業 局

東海及び北陸地域で初めてとなる商店街の 免税手続きカウンターがオープンします！

年々増加している外国人観光客に対応するため、高山本町三丁目商店街（岐阜県高山市）及び金沢中心商店街武蔵活性化協議会（石川県金沢市）加盟の5商店街において、それぞれ東海地域、北陸地域で初めてとなる免税手続きカウンターがオープンします。

中部経済産業局では、全国において免税店数が増加する中、商店街における免税手続きカウンターの設置への支援を始め、外国人観光客による買い物需要等の取り込みに向けた商店街の取組を促進してまいります。

1. 概要

東海地域初となる高山本町三丁目商店街（岐阜県高山市）では、百貨店など大型商業施設と連携しない、商店街単独で設置する“全国初”の免税手続きカウンターとなります。

また、北陸地域初となる金沢中心商店街武蔵活性化協議会（石川県金沢市）加盟の5商店街（武蔵商店街振興組合他）では、5つの商店街が連携して設置する免税手続きカウンターとなります。

2. 商店街における免税手続きカウンター設置の概要

（1）高山本町三丁目商店街振興組合（岐阜県高山市）

- 【開始日】 平成28年1月7日（予定）
【設置場所】 有限会社中田中央薬品1階（高山市本町3丁目55番地）
【参加免税店】 4店舗

（2）金沢中心商店街武蔵活性化協議会加盟の5商店街

[武蔵商店街振興組合・彦三商店街振興組合・横安江町商店街振興組合・尾張町商店街振興組合・近江町市場商店街振興組合]（石川県金沢市）

- 【開始日】 平成28年2月上旬（予定）
【設置場所】 名称「武蔵黒門小路免税カウンター」
めいてつ・エムザ1階（金沢市武蔵町15番1号）
【参加免税店】 37店舗（予定）

3. 消費税免税制度とは

税務署の許可を受けた消費税免税店（輸出物品販売場）を経営する事業者が、外国人旅行者等の同一の非居住者に対して、一定の方法（※）で販売する場合には、消費税が免税される制度。平成26年10月からすべての品目が免税対象となっております。

※一定の方法

- ①同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が1万円を超えること。
- ②同一店舗における1日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額（税抜）が5千円を超え、50万円までの範囲であること。

また、昨年4月1日からは、免税手続きカウンターを運営する第三者にまとめて免税手続きを委託できる「**手続委託型輸出物品販売場制度**」が創設。当該制度では、同一特定商業施設内（商店街やショッピングセンター及びテナントビルなど）での他の手続委託型免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となります。

観光庁が公表している昨年10月1日時点の消費税免税店数は、全国で29,047店であり、半年間で10,268店増加。また、これまでに、商店街に免税手続きカウンターを設けているケースは全国で3件あります。

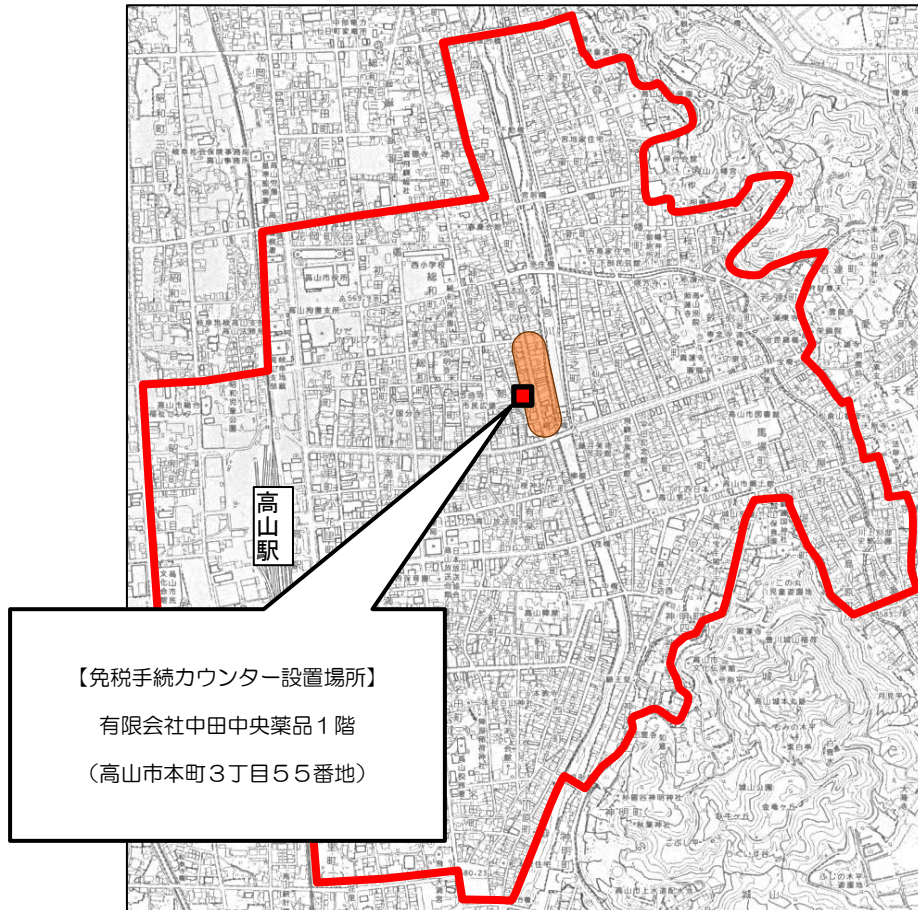
（お問い合わせ先）

中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課長 亀井
流通・サービス産業課商業振興室長 片桐

担当：片桐

電話：052-951-0597

高山本町三丁目商店街振興組合 区域図



金沢中心商店街武蔵活性化協議会加盟の 5 商店街 区域図

